

# 平成24年度介護報酬改定案

## (介護予防) 通所介護

### 説明資料

平成24年3月 新潟県 高齢福祉保健課

# 平成24年度介護報酬・基準の改定内容

## ①介護報酬関係

### < 通所介護 >

| 目的   | 算定要件  | 改正後の加算・単価等<br>◆=新規、◇=一部修正   | 留意点   | 告示・通知等   | 体制届 |
|--|---|---|---|--|-----|
| サービス提供時間区分の見直し                                   | ◇通所介護費<br>所要時間 3時間以上 4時間未満の場合<br>所要時間 4時間以上 6時間未満の場合<br>所要時間 6時間以上 8時間未満の場合   | ⇒ 所要時間 3時間以上 5時間未満の場合<br>所要時間 5時間以上 7時間未満の場合<br>所要時間 7時間以上 9時間未満の場合                           | ●今回の見直しは、あくまでも介護報酬における評価を行う際の区分の変更であり、これまで提供されてきたサービスを、利用者の意向等を踏まえずに、新たな時間区分に適合させることを強いるものであってはならず、適切なアセスメントとケアマネジメントに基づき、利用者のニーズに応じたサービスを提供する趣旨であることに充分留意すること。 | 1(1)<br>H12告示19<br>P17～P18<br>2(1)<br>H12通知36<br>P351～P352 |     |
| 基本報酬の見直し   | ◇通常規模型通所介護費（例：6時間30分のサービス提供を行う場合）<br>所要時間 6時間以上 8時間未満の場合<br>要介護1 677単位<br>要介護2 789単位<br>要介護3 901単位<br>要介護4 1,013単位<br>要介護5 1,125単位  | ⇒ 所要時間 5時間以上 7時間未満の場合<br>要介護1 602単位<br>要介護2 708単位<br>要介護3 814単位<br>要介護4 920単位<br>要介護5 1,026単位 |   |  |     |
| 長時間のサービス提供を評価                                    | ◇延長加算<br>8時間以上 9時間未満 50単位<br>9時間以上10時間未満 100単位  | ⇒ 9時間以上10時間未満 50単位/日<br>10時間以上11時間未満 100単位/日<br>11時間以上12時間未満 150単位/日                          | ●7時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合に3時間を限度に算定。<br>●延長加算の既存届出内容が「あり」の場合は、新たな体制届提出の必要なし。   | 1(1)<br>H12告示19<br>P18～P19<br>2(1)<br>H12通知36<br>P352      | 必要  |
| 利用者個別の心身の状況を重視した機能訓練（生活機能向上を目的とした訓練）を適切な体制で実施を評価 | ●専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置<br>●機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成<br>●適切なアセスメントを経て、具体的かつ分かりやすい目標を設定<br>●個別機能訓練計画に基づき、機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員が利用者に対し直接、機能訓練を実施<br>●開始時・3か月ごとに計画内容・評価を説明・記録し、目標・訓練内容の修正等を実施 | 個別機能訓練加算<br>◆個別機能訓練加算(Ⅱ) 50単位/日   | ●現行の加算(Ⅰ)は基本報酬に包括化。<br>●現行の加算(Ⅱ)は加算(Ⅰ)に名称変更。<br><br>●機能訓練指導員は、常勤・非常勤の別を問わない。<br>●機能訓練は、機能訓練指導員が直接実施する。<br>●機能訓練は、類似目標、同様の訓練内容設定の5人程度以下の小集団(個別対応含む)に対し実施する。      | 1(1)<br>H12告示19<br>P19<br>2(1)<br>H12通知36<br>P353～P354     | 必要  |
|  | ◆介護職員処遇改善加算【新規】については、「サービス共通事項」に記載のとおり  |   |   |  |     |
|  | ◆同一建物に居住する利用者の減算【新規】については、「サービス共通事項」に記載のとおり   |   |   |  |     |

< 介護予防通所介護 >

| 目的  | 算定要件  | 改正後の加算・単価等<br>◆=新規、◇=一部修正   | 留意点  | 告示・通知等   | 体制届 |
|---|---|---|--|--|-----|
| 通所介護費に併せて基本報酬の見直し                           | ◇介護予防通所介護費<br>要支援1 2,226単位/月 → 2,099単位/月<br>要支援2 4,353単位/月 → 4,205単位/月  |   |  | 1(4)<br>H18告示127<br>P122   |     |
| 生活機能の向上を目的として日常生活に直結したプログラムをグループで実施した場合を評価  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対し実施</li> <li>●機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに生活機能向上の目標を設定した介護予防通所介護計画を作成</li> <li>●複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスを準備し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが実施</li> <li>●生活機能向上グループ活動サービスを1週間に1回以上実施</li> </ul>   | ◆生活機能向上グループ活動加算<br>100単位/月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活機能向上グループ活動の準備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活直結の活動項目を複数準備、時間割を組む</li> <li>・グループの人数は6人以下</li> </ul> </li> <li>●利用者ごとの日常生活上の課題把握と到達目標設定               <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の居宅での状況等を確認</li> <li>・利用者と共に到達目標と短期目標を設定</li> <li>・活動項目、実施時間、実施頻度、実施期間の同意</li> </ul> </li> <li>●生活機能向上グループ活動の実施方法               <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動項目の内容、進め方等を明らかにしておく</li> <li>・グループごとに実施時間を通じて1人以上職員配置</li> <li>・実施日ごとに実施内容等を記録</li> <li>・短期目標に応じて達成度等をモニタリング、計画修正</li> <li>・実施期間終了後、到達目標の達成状況を確認等</li> </ul> </li> <li>●1週間に1回以上実施とあるが、これに関連するQ&amp;Aを国が示す予定。</li> <li>●アクティビティ実施加算は廃止(集団的に行われるレクリエーションや創作活動等の機能訓練は算定できない)。</li> </ul> | 1(4)<br>H18告示127<br>P122~P123<br><br>2(3)<br>H18通知<br>0317001<br>P445~P446 | 必要  |
| 複数のプログラムを組み合わせて実施した場合を評価                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●選択的サービス(運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス)を加算「あり」で体制届提出済み</li> <li>●利用日に必ず選択的サービスを実施</li> <li>●いずれかの選択的サービスを1月につき2回以上実施</li> <li>●加算(Ⅰ)は、選択的サービスのうち2種類のサービスを実施</li> <li>●加算(Ⅱ)は、選択的サービスのうち3種類のサービスを実施</li> </ul> | 選択的サービス複数実施加算<br>◆選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)<br>480単位/月<br>◆選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)<br>700単位/月 |  | 1(4)<br>H18告示127<br>P124<br>2(3)<br>H18通知<br>0317001<br>P448               |     |
| 事業所評価加算の評価及び算定要件の見直し                        | ●追加の算定要件<br>評価期間において、介護予防通所介護を利用した実人員数のうち、60%以上に選択的サービスを実施  | ◇事業所評価加算<br>100単位/月 → 120単位/月   |  | 1(4)<br>H18告示127<br>P124~P125<br>2(3)<br>H18通知<br>0317001 P448             | 必要  |
| ◆介護職員処遇改善加算【新規】については、「サービス共通事項」に記載のとおり      |   |   |  |  |     |
| ◆同一建物に居住する利用者の減算【新規】については、「サービス共通事項」に記載のとおり |   |   |  |  |     |

②人員基準関係

< 通所介護・介護予防通所介護 >

| 目的               | 内容  | 改正(変更)点  | 留意点 | 省令・通知等   |
|------------------|---|--|-----|--|
| 人員基準の緩和          | 生活相談員の人員基準                                | (変更前)<br>●単位ごとに、提供時間帯を通じて、専ら指定通所介護の提供に当たる生活相談員を常に確保<br><br>(変更後)<br>●単位にかかわらず、提供時間数に応じて、専ら指定通所介護に当たる生活相談員を確保<br><br>※ 提供時間数は、事業所のサービス提供開始時刻から終了時刻まで<br>(サービスが提供されていない時間帯を除く)   |     | 1(9)<br>H11省令37<br>P231<br>2(6)<br>H11通知<br>25P526                   |
|                  | 介護職員の人員基準<br><br>(定員10人以下の事業所は看護職員又は介護職員) | (変更前)<br>●単位ごとに、提供時間帯を通じて、専ら指定通所介護の提供に当たる介護職員を常に確保<br>・利用者数が15人までは1以上<br>・それ以上5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上<br><br>(変更後)<br>●単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら指定通所介護の提供に当たる介護職員を確保<br>・利用者数が15人まで<br>確保すべき勤務延時間数 = 平均提供時間数<br>・利用者数が16人以上<br>確保すべき勤務延時間数 = ((利用者数 - 15) ÷ 5 + 1) × 平均提供時間数<br><br>※ 平均提供時間数 = 利用者ごとの提供時間数の合計 ÷ 利用者数<br><br>●単位ごとに、介護職員を常時1人以上従事 |     | 1(9)<br>H11省令37<br>P231<br>2(6)<br>H11通知25<br>P526～P527<br>P534(別表二) |
| 療養通所介護の人材の効率的な活用 | 利用定員の見直し                                  | ●利用定員 8人 → 9人  |     | 1(9)<br>H11省令37<br>P231～P232   |

介護報酬改定資料 ～（介護予防）通所介護に係る告示・通知（抜粋）～

※ ページは、H24.2.23 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議  
別冊資料のページ

|   | ページ   |
|---|---|
| 1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準<br>（平成 12 年厚生省告示第 19 号）   | ・・・P17～21   |
| 2 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準<br>（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）  | ・・・P122～126   |
| 3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準<br>（平成 11 年厚生省令第 37 号）   | ・・・P230～233<br>準用P229                               |
| 4 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指<br>定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の<br>方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）   | ・・・P240～242<br>準用P239                               |
| 5 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問<br>通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）<br>及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の<br>制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企<br>第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） | ・・・P351～358<br>準用P334<br>準用P338<br>準用P343<br>準用P337 |
| 6 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の<br>制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老<br>計発第 0317001 号老振発第 0317001 号老老発第 0317001 号厚生<br>労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）               | ・・・P445～448<br>準用P432                               |
| 7 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準<br>について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉<br>局企画課長通知）  | ・・・P521<br>P526～527<br>P534                         |

当該資料は、平成 24 年 2 月 23 日時点での厚生労働省案を抜粋して作成したものであ  
り、改正後の省令、関係通知により変更がある場合がありますので、ご留意下さい。